

令和5年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「令和5年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集実施細目」（以下「募集実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に定める「令和5年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員」によることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚部にあつては、平成29年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあつては、平成29年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部本科にあつては、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和5年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（令和5年3月修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
- ② 高等部専攻科にあつては、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和5年3月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目によることとする。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

- ① 諸検査及び面接 令和5年2月14日（火）及び2月15日（水）
- ② 合格者発表 令和5年2月24日（金）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集に関して必要な事項は、募集実施細目に定めることとする。

参考資料

学校教育法施行令第22条の3

| 区 分 | 障 害 の 程 度 |
|-------------|--|
| 視 覚 障 害 者 | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴 覚 障 害 者 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知 的 障 害 者 | 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの |
| 肢 体 不 自 由 者 | 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病 弱 者 | 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |